



しまね子育て応援企業

従業員の子育てを積極的に応援する企業を認定します。

募集中!



従業員の子育てを応援します

こっころカンパニー

こっころカンパニーの認定制度は、「仕事と家庭の両立支援」の取り組みとしての施策であり、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として認定するなどして、仕事と子育ての両立が図られる職場環境づくりを推進しています。

期待される効果

仕事と子育ての両立を支援する企業の増加

両立支援意識の他企業への波及

企業や地域をあげて子育てを支援する気運の醸成が期待でき、誰もが仕事を続けながら子育てできる社会の実現を目指します。



島根県





認定までの流れ

一般事業主行動計画の策定

(従業員数が101人以上の企業は義務)



一般事業主行動計画とは？
従業員が仕事と家庭の両立ができるよう、制度の充実や周知・労働条件の見直しなどをすすめる企業の行動計画です。

一般事業主行動計画の届出

労働局雇用環境・均等室へ

こっころカンパニー申請

島根県子ども・子育て支援課へ

こっころカンパニー審査



認定基準

- ・基本項目審査（7項目）
 - 法令義務の確認（育児休業・看護休暇等）
 - 一般事業主行動計画の策定・届出
- ・こっころ度審査（165点中 55点以上）
 - 子育て支援に対する姿勢
 - ・支援制度の従業員への周知
 - ・有給休暇の取得促進 など
 - 法律義務を超える子育て支援制度
 - ・育児休業制度
 - ・短時間勤務、事業所内託児所設置 など

こっころカンパニー認定



<県の支援>

- ホームページ・広報誌でのPR
- 認定ロゴ・マークの使用
- 制度融資での優遇
 - ・設備資金：0.3%有利 ・運転資金：0.5%有利
- 入札制度での優遇
 - ・県建設工事の入札参加資格審査で加点
 - ・県建設工事の総合評価方式の評価項目への導入
 - ・県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査での加点

※本社が県外にある企業についても、本社で届出をされた一般事業主行動計画で申請が可能です。

※平成28年度より「こっころカンパニー」認定企業の中から、認定時の審査項目と育児休業や年次有給休暇の取得率、時間外労働の状況などの実績を合わせ特に優れている企業を「プレミアムこっころカンパニー」として認定、表彰を行う制度を新設しました。

<申請方法>

所定の認定申請書及び審査票を記入の上、必要書類を添付し提出してください。
申請書及び審査票については、島根県子ども・子育て支援課のホームページに掲載しています。

<お問い合わせ>

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県子ども・子育て支援課
電話：0852-22-6475 FAX：0852-22-6045
メール：shosi-taisaku@pref.shimane.lg.jp